

## レベルアップ計画

## 第1 実施主体

レベルアップ計画の実施主体は以下の要件を満たしていなければならない。

- (1) 造林業、育林業又は素材生産業（以下「林業」という）を営んでいること
- (2) この要領の別紙1の要件を満たしていること

## 第2 レベルアップ計画の作成

レベルアップ計画の作成が必要な助成の種類は別表10のとおりとする。

## 第3 レベルアップ計画の内容

レベルアップ計画の内容は以下のとおりとし、3で掲げる目標に対する具体的な取り組み内容を記載する。

## 1 雇用管理の改善、事業の合理化の現状

事業内容について現状を記載する。

## 2 計画期間

計画の期間が5年間（終期は5年目の日を含む事業年度の末日まで）であること。承認の日から事業年度の末日までが1年間に満たない場合であっても、その間を1年次とする。

## 3 目標

目標に設定する項目は、別表11の目標水準を参考にし、現状よりも向上する計画とする。

## 4 実施時期

具体的な内容ごとに、レベルアップ計画の実施期間のうちどの年次に実施する予定であるかを明らかにする。

## 第4 レベルアップ計画の承認申請手続き

1 申請は、様式2「レベルアップ計画承認申請書」とする。

2 承認申請に係る書類については、レベルアップ計画の始まる日の2週間前までに理事長に提出するものとする。

提出書類は、以下の通りとする。

- (1) レベルアップ計画承認申請書
- (2) 宣誓書

また、都内に事業所を有する林業経営体にあつては登記事項証明書、都内の森林整備を担う林業経営体にあつては請書もしくは契約書等の都内の森林整備を実施することがわかる書類を添付するものとする。

3 理事長は承認申請に係る書類の提出を受けた場合、その計画が第3の規定に適合するか否かを確認する。

4 理事長は、レベルアップ計画が適正であると認められる場合はその承認をするものとし、様式3「レベルアップ計画承認通知書」により通知するものとする。

## 第5 レベルアップ計画の変更

## 1 変更の対象

変更の対象となるのは以下のとおりとする。

- (1) 計画の目標を変更する場合（ただし、事業年度の計画量に対する3割を超えない範囲内の事業実行に伴う増減を除く。）
- (2) レベルアップ計画の実施項目の追加又は廃止する場合
- (3) レベルアップ計画の実施期間を変更する場合（ただし、計画年度終期と事業年度終期にずれが生じている場合における、6か月を超えない範囲の変更については、軽微な変更とする。）

(4) その他理事長が必要と認める場合

2 変更申請

レベルアップ計画の変更については、様式4「レベルアップ計画変更承認申請書」に変更する事項を記載し、提出するものとする。

3 変更承認の手続き

変更承認手続きについては、第1、第3及び第4に準ずるものとする。

なお変更承認の通知は様式5「レベルアップ計画変更承認通知書」によるものとする。

第6 報告

レベルアップ計画の承認を受けた林業経営体は、レベルアップ計画の実施状況及び実績について報告するものとする。

(1) レベルアップ計画実施結果報告

林業経営体は、レベルアップ計画の実施期間が終了したときは、2カ月以内に理事長に様式6「レベルアップ計画実施結果報告」により報告する。

(2) 認定事業体は、東京都林業事業体認定要綱（平成10年12月24日付10労経農林第1356号）第5に規定される実施状況報告、実施結果報告を以てこれに代えるものとする。

第7 レベルアップ計画の承認の取消し

1 レベルアップ計画の承認を取消すとき、以下の事由に係る場合は、取消しの日から1年間は、新たにレベルアップ計画の承認申請を行うことができないものとする。

(1) レベルアップ計画の実施に著しい支障が生じ、事業を実施する見込みがなくなった場合

(2) 林業経営体又はレベルアップ計画が承認基準を満たさなくなった場合

(3) 林業経営体が申請書類や第6に基づく報告について虚偽の報告を行った場合

(4) 林業経営体が再三の指導にも関わらず第5に基づく報告を行わない場合

(5) その他、悪質な場合であり、取消しに値すると認められる場合

2 理事長は、レベルアップ計画を取り消したときは、様式7「レベルアップ計画承認取消通知書」により通知するものとする。

第8 指導及び支援

(1) 承認申請にあたり、申請者の意欲と能力を最大限に引き出せるよう配慮するものとし、必要な指導及び助言を行うものとする。

(2) レベルアップ計画の実施に遅滞があると認められる場合には、林業経営体に対し、該当計画に従って円滑な実施が行われるよう指導するほか、必要に応じて当該計画の変更を指導するものとする。

(3) 財団は、林業経営体が作成する書類の事務支援及び承認計画の実施について指導するものとする。

別表 10 レベルアップ計画の作成が必要な助成

助成の種類		レベルアップ計画 要 (○) / 不要 (×)
経営の拡大・多角化の経費助成		
	事務所賃料等助成	×
	事業経費助成	×
装備等の支給経費助成		
	林業機械助成費 (小型)	○
	安全活動給付金 (安全用具助成費含む)	○
福利厚生・キャリアアップ・就業前支援の経費助成		
	傷害保険掛け金助成費	○
	退職金共済掛け金助成費	○
	特殊健康診断助成費	○
	蜂毒アレルギー検査料等助成費	○
	住宅手当等経費助成	×
	林業機械等資格取得助成費 (下記以外)	○
	林業機械等資格取得助成費 (伐採・搬出技術者育成研修の研修生対象)	×
	マッチング助成費	×
	インターンシップ助成費	×

※令和3年3月31日以前に認定を受けたレベルアップ計画がある場合は、認定期間終了まで有効とする。

別表 11 レベルアップ計画の目標水準

1 雇用管理の改善

実施項目	改善措置の内容（目標水準）
雇用の安定化	常用労働者の割合が向上 （向上する余地がない場合は現状維持）
	その他、雇用の安定化に寄与する計画
労働条件の改善	特殊健康診断受診率の拡大・向上
その他の雇用管理の改善	林業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度への加入促進について、加入者割合の向上 （向上する余地がない場合は現状維持）
	職場内の安全意識の向上 （リスクアセスメント、職場内ミーティング等の実施） （具体的内容、実施時期等を明示）
	蜂アレルギー検査の受診及び蜂アレルギー注射薬の所持 （受診の時期、人員等を明示）

2 事業の合理化

実施項目	改善措置の内容（目標水準）
事業量の安定的確保	施業集約化の取組の実施
	都内の事業活動区域の拡大
	事業量の増加について、金額、事業規模等の拡大または適正化
	事業内容の多角化について、取組事業の増加
	その他、事業量の安定的確保に寄与する計画
生産性の向上	高性能林業機械の導入以外の方法による労働生産性の向上 （具体的方法を明示）
	その他、生産性の向上に寄与する計画
キャリア形成支援	森林施業プランナー等の育成、研修受講 （内容、時期、人数等を明示）
	路網整備や高性能林業機械に関する研修受講、人材育成等 （具体的方法を明示）
	その他のキャリア形成支援に寄与する計画
その他の事業の合理化	その他、事業の合理化に寄与する計画